構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(平成一五年六月六日法律第六六号)

一、提案理由(平成一五年五月九日・衆議院内閣委員会)

鴻池国務大臣 このたび政府から提出いたしました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革をさらに加速させるための突破口となるものであります。

昨年の臨時国会において御審議いただき成立した構造改革特別区域法において、昨年 八月の第一次提案を踏まえ、構造改革特別区域で講ずることができる法律の特例の内容 が定められたところでありますが、これに加え、二月二十七日に構造改革特別区域推進 本部において決定した構造改革特区の第二次提案に対する政府の対応方針では、本年一 月十五日までに全国から寄せられた第二次提案を踏まえ、新たに特区において講ずるこ とが可能となる規制の特例措置が定められたところであります。

これらの特例措置のうち、法律事項に関するものを構造改革特別区域法に追加することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げますと、構造改革特別区域において、

第一に、公有水面埋立法の特例として、港湾における公有水面の埋め立てに係る竣功 認可の告示がされている埋立地について、権利の移転及び設定並びに用途変更に係る免 許権者の許可を要する制限期間を十年から五年に短縮することとしております。

第二に、学校教育法の特例として、特別の事情等に応ずるため、株式会社及び不登校 児童等を対象とした教育を行う特定非営利活動法人は学校を設置することができること とし、当該学校が高等学校以下である場合には特区を設定した地方公共団体の長が設置 認可等を行うこととしております。

第三に、児童福祉法の特例として、特区を設定した市町村の長は、保育の実施に係る 事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができることとしております。

第四に、屋外広告物法の特例として、都道府県知事は、屋外広告物条例に違反する広告旗等を除却することができることとしております。

第五に、地方公務員法の特例として、特区を設定した地方公共団体において、一定の場合に臨時的任用を行うときは、採用した日から更新後の期間も含めた採用期間が三年を超えない範囲内であれば、六月を超えない期間で更新することができることとしております。

第六に、出入国管理及び難民認定法の特例として、特区内に所在する事業所において 特定情報処理活動等を行おうとする外国人に係る在留期間を五年にすること等としてお ります。 第七に、酒税法の特例として、農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、濁酒を製造するための製造免許を申請した場合には、雑酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成一五年五月二二日)

佐々木秀典君 ただいま議題となりました構造改革特別区域法の一部を改正する法律 案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る措置、学校設置会社等による学校設置事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであります。

本案は、去る五月八日本委員会に付託され、翌九日鴻池構造改革特区担当大臣から提 案理由の説明を聴取いたしました。十四日質疑を行い、質疑を終了いたしました。十六 日討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決す べきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一五年五月一六日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る構造改革特別区域計画の認定は、公有水面の埋立てが極めて公益性の高いものであることを踏まえ、適正に行うこと。
- 二 株式会社及び特定非営利法人による学校の設置・運営については、教育基本法の精神及び学校教育法の趣旨を尊重するものとし、特に、株式会社の経営の状況の悪化等により、学生、生徒等の適切な修学が損なわれることのないよう万全を期すこと。
- 三 地方公共団体等から追加提案された規制の特例措置については、政府部内における 調整状況等を公開し、規制の特例措置の可否の決定過程を明らかにすること。
- 三、参議院内閣委員長報告(平成一五年五月三〇日)

小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図るため、特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、学校教育への特区制度の導入の意義及び課題、医療分野への 株式会社の参入問題、幼保一元化に向けた取組の状況、地方公務員法における臨時的任 用制度の課題、評価委員会設置に向けた現在の進捗状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より 反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一五年五月二九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に向けて適切な措置を講ずべきである。

- 一、特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る構造改革特別区域計画の認 定に当たっては、公有水面の埋立てが極めて公益性の高いものであることにかんがみ、 適正な検討を行うこと。
- 二、株式会社及び特定非営利法人による学校の設置・運営については、教育基本法の精神及び学校教育法の趣旨を踏まえ、その実施状況について適切な評価を行うとともに、 当該設置主体の経営状況の変化等により学生、生徒、児童等が安定的かつ継続的に教育を受ける機会を失うことがないように万全を期すこと。
- 三、地方公共団体等からの構造改革特別区域の提案に係る規制の特例措置については、 構造改革特別区域基本方針を踏まえ、できる限り実現する方向で検討すること。また、 その可否の決定過程を明らかにするため、政府部内における調整状況等を国民に分か りやすい形で公開すること。
- 四、構造改革特別区域計画の策定に当たっては、特定事業を実施しようとする者の意見 を十分尊重すること。
- 五、構造改革特別区域計画の認定等本法の施行に当たっては、行政通達の発出等により、 構造改革を推進するという法の趣旨が損なわれることがないように万全を期すこと。 右決議する。